

広島県告示第九百九十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	名 称	フランズベッドメ ディカルサービ ス株式会社	主たる事務所 の所在地	東京都新宿区百人 町一丁目二五番一 号
	名 称	フランズベッドメ ディカルサービ ス株式会社福山 営業所	所 在 地	福山市南蔵王二丁 目一四一
介護予防サービス事業を 廃止した事務所	名 称	フランズベッドメ ディカルサービ ス株式会社東広 島営業所	所 在 地	東広島市志和町字 別府七一〇一
	名 称	介護住宅リ フォームセン ターライブリー	所 在 地	福山市松永町四丁 目八一四中央ビル一 階
廃止年月日		平成一九年五 月一日		平成一九年七 月二一日

株式会社前田  
組

福山市金江町藁江  
六五番地

介護住宅リ  
フォームセン  
ターライブリー

福山市松永町四丁  
目八一四中央ビル一  
階

平成一九年七  
月二一日